

～事業主の皆様へ～

個人住民税の特別徴収について

神奈川県・県内市町村

従業員の方の個人住民税(市町村民税と県民税)は、事業主の方が毎月の給料のお支払いの際に、所得税と同じように給料から差し引いて徴収(特別徴収)し、市町村へ納付していただくことになっています(地方税法第41条、第321条の3)。

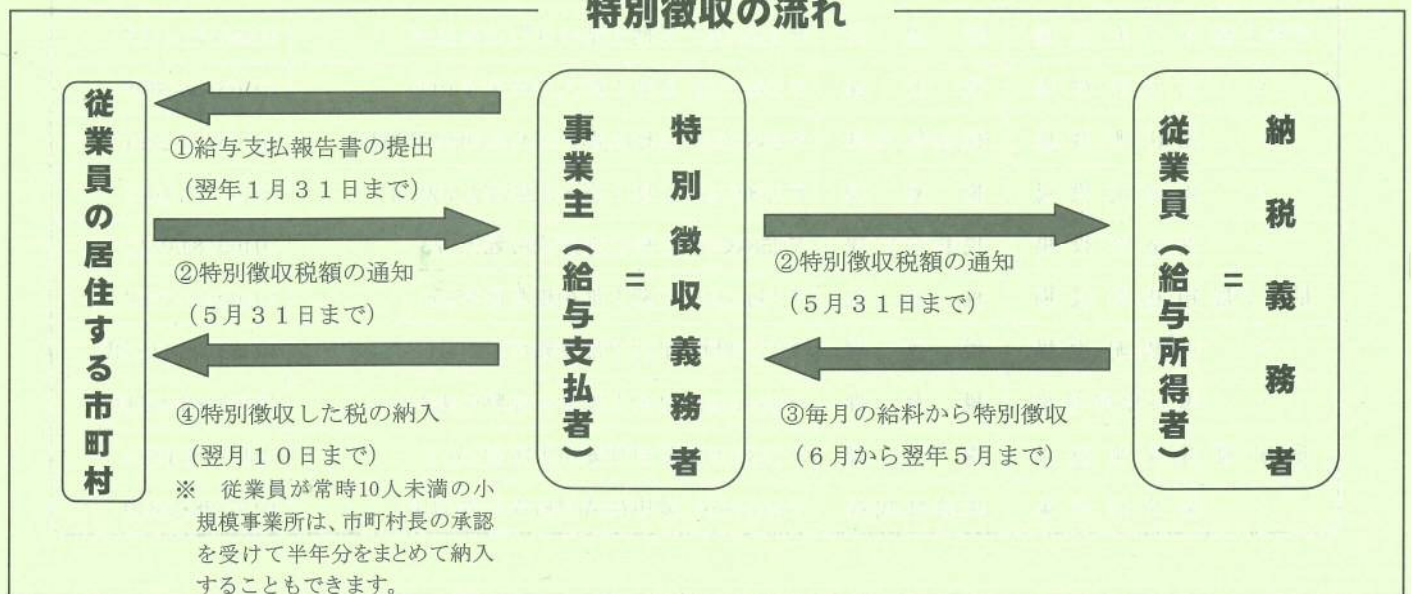
税額計算や年末調整は不要です

所得税の源泉徴収とは異なり、給料から差し引く額は従業員の方がお住まいの市町村から通知されます。したがって、所得税のような税額計算や年末調整は必要ありません。

従業員の方の負担が少なくてすみます

この制度は、従業員の方が金融機関等へ納税のために出向く手間を省くことができます。また、普通徴収(従業員の方がご自分で納付する方法)の納期が年4回であるのに対し、特別徴収は年12回に分割されますので、1回当たりの負担額が少なくてすみます。

特別徴収の流れ



◆手続きの詳細については、従業員の方がお住まいの市町村の住民税(特別徴収)担当課までお問い合わせください(電話番号等は裏面をご覧ください)。

◆県内各市町村役所（場）一覧表◆

市町村役所（場）	担当課	所在地	電話番号
横浜市役所	特別徴収セクター	〒231-8314 横浜市中区太田町4-53-2 横浜馬車道ビル3階	(045) 210-0460
川崎市役所	市民税課	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1	(044) 200-2209
相模原市役所	市民税課	〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15	(042) 754-1111(代)
横須賀市役所	市民税課	〒238-8550 横須賀市小川町11	(046) 822-9441
平塚市役所	市民税課	〒254-8686 平塚市浅間町9-1	(0463) 21-8767
鎌倉市役所	市民税課	〒248-8686 鎌倉市御成町18-10	(0467) 61-3921
藤沢市役所	市民税課	〒251-8601 藤沢市朝日町1-1	(0466) 25-1111(代)
小田原市役所	市民税課	〒250-8555 小田原市荻窪300	(0465) 33-1354
茅ヶ崎市役所	市民税課	〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1	(0467) 82-1111(代)
逗子市役所	課税課	〒249-8686 逗子市逗子5-2-16	(046) 873-1111(代)
三浦市役所	税制課	〒238-0298 三浦市城山町1-1	(046) 882-1111(代)
秦野市役所	市民税課	〒257-8501 秦野市桜町1-3-2	(0463) 82-5130
厚木市役所	市民税課	〒243-8511 厚木市中町3-17-17	(046) 225-2011
大和市役所	市民税課	〒242-8601 大和市下鶴間1-1-1	(046) 260-5232
伊勢原市役所	市民税課	〒259-1188 伊勢原市田中348	(0463) 94-4711(代)
海老名市役所	市民税課	〒243-0492 海老名市勝瀬175-1	(046) 231-2111(代)
座間市役所	市民税課	〒252-8566 座間市緑ヶ丘1-1-1	(046) 255-1111(代)
南足柄市役所	税務課	〒250-0192 南足柄市関本440	(0465) 73-8015
綾瀬市役所	課税課	〒252-1192 綾瀬市早川550	(0467) 70-5611
三浦郡葉山町役場	税務課	〒240-0192 三浦郡葉山町堀内2135	(046) 876-1111(代)
高座郡寒川町役場	税務課	〒253-0196 高座郡寒川町宮山165	(0467) 74-1111(代)
中郡大磯町役場	税務課	〒255-8555 中郡大磯町東小磯183	(0463) 61-4100(代)
〃 二宮町役場	税務課	〒259-0196 中郡二宮町二宮961	(0463) 71-3311(代)
足柄上郡中井町役場	税務課	〒259-0197 足柄上郡中井町比奈窪56	(0465) 81-1113
〃 大井町役場	税務課	〒258-8501 足柄上郡大井町金子1995	(0465) 85-5008
〃 松田町役場	税務住民課	〒258-8585 足柄上郡松田町松田惣領2037	(0465) 83-1224
〃 山北町役場	税務課	〒258-0195 足柄上郡山北町山北1301-4	(0465) 75-3642
〃 開成町役場	税務窓口課	〒258-8502 足柄上郡開成町延沢773	(0465) 84-0313
足柄下郡箱根町役場	税務課	〒250-0398 足柄下郡箱根町湯本256	(0460) 85-7750
〃 真鶴町役場	税務課	〒259-0202 足柄下郡真鶴町岩244-1	(0465) 68-1131(代)
〃 湯河原町役場	税務課	〒259-0392 足柄下郡湯河原町中央2-2-1	(0465) 63-2111(代)
愛甲郡愛川町役場	税務課	〒243-0392 愛甲郡愛川町角田251-1	(046) 285-6915
〃 清川村役場	税務住民課	〒243-0195 愛甲郡清川村煤ヶ谷2216	(046) 288-3849